

報道各社御中          環境省広報室

北海道での家きんにおける鳥インフルエンザへの対応について  
(H28.12.16 16:00)

本日、農林水産省より、北海道の農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例が確認された旨、連絡がありました。これを受け、農林水産省は、本日 18 時から、同省内で「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催する予定です。

また、北海道庁より「家きんにおける高病原性鳥インフルエンザを疑う事例について」について、別添のとおり貼り出しされましたので、お知らせいたします。

なお、環境省においては、北海道での家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの疑い事例に、以下のとおり対応します。

- ( 1 ) 発生農場周辺半径 10km を野鳥監視重点区域に指定し、北海道に野鳥の監視を強化するよう指示。
- ( 2 ) 野鳥緊急調査チームの派遣準備を開始。

環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。 ( [http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/) )

平成28年12月16日(金)
自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室
直 通：03 - 5521 - 8285
代 表：03 - 3581 - 3351
企 画 官：東岡 礼治(内線6475)
鳥獣専門官：根上 泰子(内線6676)

# 12 / 16 (金) の発表

報道発表資料の配付日時 12月16日(金) 14時30分

発表項目	家きんにおける高病原性鳥インフルエンザを疑う事例について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>1 経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本日(16日(金))朝、道内の養鶏場において死亡鶏が増加したことから、家畜保健衛生所へ通報があり、簡易検査を行ったところ、A型鳥インフルエンザ陽性が確認されました。</li> <li>○ 現在、確定検査実施中であり、判定は本日夜の見込みです。</li> </ul> <p>2 当該農場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所在地 清水町</li> <li>○ 飼養状況 採卵鶏21万羽</li> </ul> <p>3 周辺農場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 半径3km以内 100羽以上：1戸 約12,000羽</li> <li>○ 3～10km以内 100羽以上：6戸 約180,000羽</li> </ul> <p>4 道の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「北海道高病原性鳥インフルエンザ警戒本部幹事会」を開催します。</li> <li>○ 高病原性鳥インフルエンザと確定された場合、直ちに殺処分等の防疫対策を実施します。 また、道においては「北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部」、十勝総合振興局においては「十勝総合振興局高病原性鳥インフルエンザ対策本部」を設置し、取組を徹底します。</li> </ul>		

報道(取材)に当たってのお願い	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高病原性鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥と密接に接触するなどの特殊な場合を除いて通常では人に感染しないと考えられています。</li> <li>○ 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから厳に慎むようお願いします。</li> </ul>		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	十勝総合振興局	

担当 (連絡先)	農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ (担当者：高久、今野) TEL：011-231-4111 (内線 27-758) ダイヤルイン：011-204-5441		
-------------	---------------------------------------------------------------------------------------	--	--